

別添

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：館西棚田保全協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

館西地区の棚田

範囲については、別添1のとおり

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

##### ア 耕作放棄の防止・削減活動

・令和6年度までに、館西地区の棚田における耕作放棄率を40%から0%に減少させる。

##### イ 生産性の向上

・令和6年度までに、館西地区の棚田における農地集積率を70%から100%に増加させる。

##### ウ 担い手の維持・確保

・令和6年度まで棚田の保全に取り組む人数5人を維持しながら、息子等の後継者3人を育成するなど新たな担い手の確保を促進する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

##### ア 農産物の供給の促進

・令和6年度までに、棚田米の販売量を0tから5tに増加させる。

##### イ 良好な景観の形成

・令和6年度までに、館西地区の棚田に桜、楓等を30本植栽する。

##### ウ 自然環境の保全・活用

・令和6年度までに、館西地区の棚田における鳥獣被害面積を2.0haから0.4haに減少させる。

##### エ 伝統文化の継承

・地域の伝統的な祭りである「菅船神社例大祭」を開催し、お供え物として棚田米を毎年活用する。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

##### ア 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

・令和6年度までに、棚田オーナーを0組から3組に増加させる。

##### イ 6次産業化の推進

・耕作放棄された棚田を再生利用して植栽した花木、銀杏、柿の剪定枝等を利用して、箸を製造し棚田米販売の宣伝として活用する。

### 3 計画期間

認定の月(令和4年5月)～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ア 棚田等の保全

###### (ア) 耕作放棄の防止・削減活動

- ・中山間地域等直接支払交付金を活用し、農業生産活動等の維持を行う。

###### (イ) 生産性の向上

- ・指定棚田地域の指定を契機として農地耕作条件改善事業(地域内農地集積型)により基盤整備した2.5haも含めて、館西地区の棚田において、地域で話し合いを行い、地域の中核的なリーダーとなる者や意欲のある担い手に農地を集積する。

###### (ウ) 担い手の維持・確保

- ・市内の他地域の担い手による営農も視野に入れながら、館西の棚田における担い手の確保を促進する。
- ・外部からの新たな担い手に対して、営農指導や販売支援を行う。

##### イ 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

###### (ア) 農産物の供給の促進

- ・パッケージのデザインを作成し、棚田米のブランド化を図るとともに、棚田米の販路を開拓する。

###### (イ) 良好な景観の形成

- ・館西地区の棚田において、地域内で協力して桜や楓の木等を植栽する。

###### (ウ) 自然環境の保全・活用

- ・イノシシ被害対策として電気柵を設置し、地域内で協力して維持管理を行う。

###### (エ) 伝統文化の継承

- ・地域の伝統的な祭りを開催し、お供え物として棚田米を活用する。

##### ウ 棚田を核とした棚田地域の振興

###### (ア) 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興

- ・棚田オーナー制度を創設し、ロコミ等のPRにより会員数の増加を図り、館西地区の棚田において棚田オーナー制度を確立させる。

###### (イ) 6次産業化の推進

- ・花木、銀杏、柿等の剪定枝等を利用して、地域住民が箸づくりを行い、棚田米販売の宣伝利用として活用し、地域内の生産・消費循環を促進する。

#### (2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

- 5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名  
館西棚田保全協議会は郡山市、農業者、農業者団体で構成。  
参加者の名称又は氏名については、別添5 館西棚田保全協議会規約の別紙のとおり。
  
- 6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項  
なし